

高校生等奨学給付金事務にかかる個人番号カード（写）等貼付台紙

以下の利用目的等を了承のうえ、個人番号を提供します。

個人番号の利用目的：私立高校生等奨学給付金に関する事務

利用情報：地方税関係情報

※課税証明書を提出する場合は、個人番号と貼付台紙（様式 1 - 5）は提出不要です。

対象生徒	学校名		学年	
	課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 高等学校専攻科		
	ふりがな			
	氏名			

保護者等	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
	住 所	(R6 年 1 月 1 日時点) 都道 市区 府県 町村	
	【備考欄】 カード記載内容が上記と異なる場合は理由を記載。（住所変更がなく通称表記である場合も記載。）		
保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し 貼付欄 (注意) - 個人番号が記載された面を上にして貼り付けてください。 - 通知カードは原則として使用できません。 ただし、注②に該当する場合は使用できます。 - のりでしっかり貼り付けてください。			

保護者等	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
	住 所	(R6 年 1 月 1 日時点) 都道 市区 府県 町村	
	【備考欄】 カード記載内容が上記と異なる場合は理由を記載。（住所変更がなく通称表記である場合も記載。）		
保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し 貼付欄 (注意) - 個人番号が記載された面を上にして貼り付けてください。 - 通知カードは原則として使用できません。 ただし、注②に該当する場合は使用できます。 - のりでしっかり貼り付けてください。			

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和 2 年 5 月 2 5 日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。